

## 平成30年度の平均保険料率について

- 平成29年度の平均保険料率については、準備金の保有状況や今後の収支見通しを踏まえて、前年度に続き、平均保険料率の引下げが運営委員会や評議会で議論の俎上に載ることとなり、運會委員会や支部評議会においても様々な意見が出された。最終的には、協会の保険料率の設定には裁量の幅がある中で、中長期的に安定的な保険財政の運営を見通せるようにすること等の理由から、平均保険料率を10%に維持することとした。
- 平成30年度保険料率を検討する上では、準備金の積立額が増加している一方で、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという協会財政の赤字構造が依然として残っていること等も踏まえて、十分な議論を行うことが必要。

### 1. 今後の保険料率に係るシミュレーション

#### 【シミュレーション方法について】

- 平成30年度以降、準備金残高が法定準備金(給付費等の1か月分)を確保している間、機械的に10%及び9.8%とし、それぞれについて法定準備金を下回る年度以降においては法定準備金を確保するために必要な料率に引き上げたうえで(※)、平成38年度までの見通しをシミュレーションしたもの。
- 平成31年度以降の賃金上昇率については、5年収支見通しのケースⅡ(0.6%)及びケースⅢ(0.0%)を使用し、それぞれについて作成。

※ 健康保険法施行令第46条第1項において、「協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額(前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額(中略)を含み、法第一百五十三条及び第一百五十四条の規定による国庫補助の額を除く。)の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。」とされている。本シミュレーションはこの規定を参考として行うもの。

## 平成30年度の平均保険料率について

### 【平成31年度以降の賃金上昇率0.6%の場合】

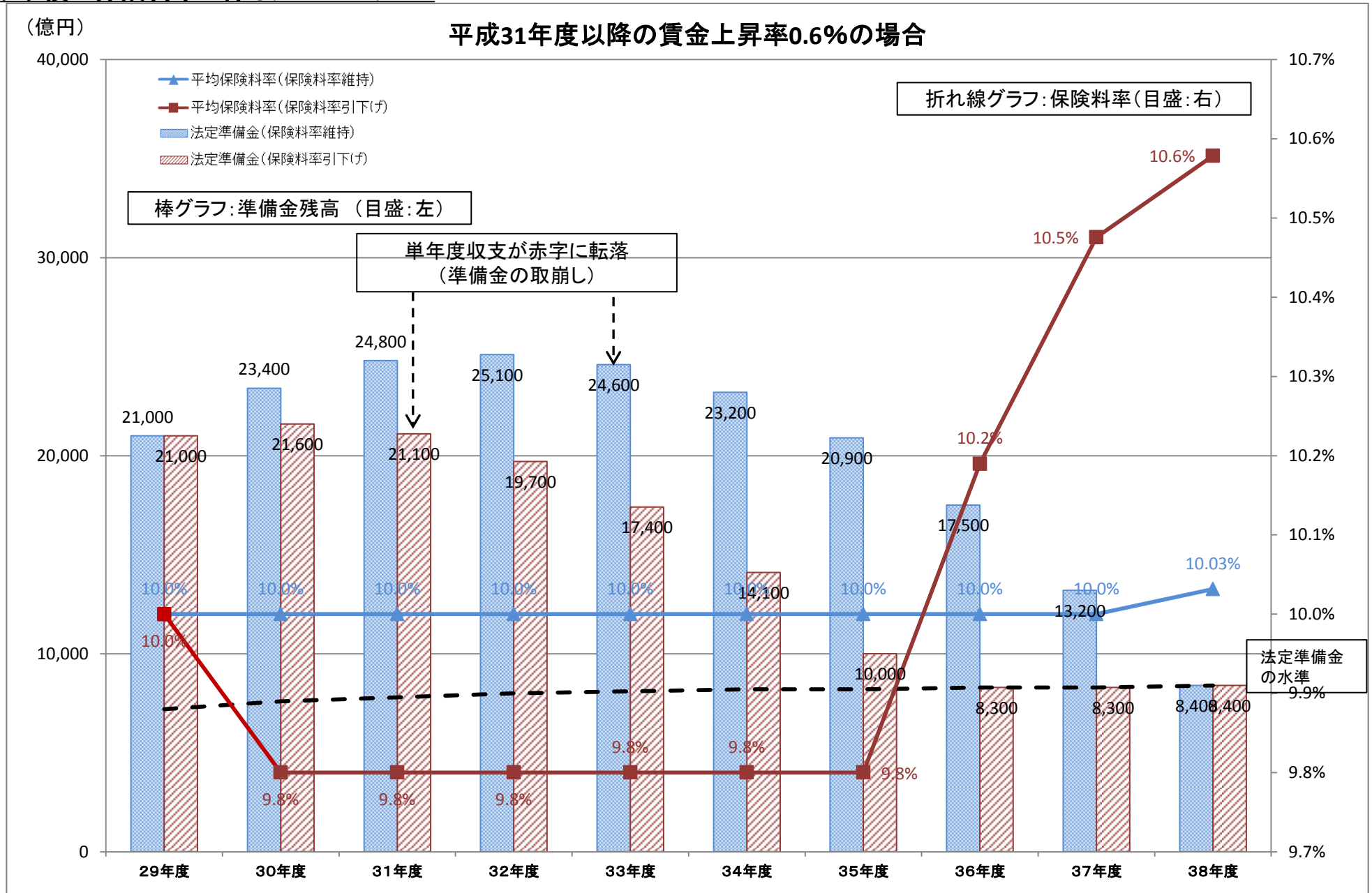
- 現在の平均保険料率10%を維持した場合、平成33年度には単年度収支差が赤字となり、以降準備金残高が年々減少する。
- 仮に平成30年度以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、平成31年度以降準備金を取崩すことにより、平成35年度までは保険料率を維持できるものの、平成36年度からは年々上昇を続け、平成38年度には10.6%に達する。

### 【平成31年度以降の賃金上昇率0.0%の場合】

- 現在の平均保険料率10%を維持した場合、平成32年度には単年度収支差が赤字となる。以降、準備金残高を取崩すことにより平成35年度までは保険料率を維持できるものの、平成36年度からは年々上昇を続け、平成38年度には11.1%に達する。
- 仮に平成30年度以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、平成31年度以降準備金を取崩すことにより、平成34年度までは保険料率を維持できるものの、平成35年度からは年々上昇を続け、平成38年度には11.1%に達する。

⇒ こうした見込みに加え、仮に平均保険料率を引き下げた場合には、財政当局をはじめとして、国庫補助の引下げの指摘が強まる可能性もあり、そうした観点にも十分に配慮が必要。また、いずれのシミュレーションにおいても、5年以内には保険料率の上昇をまねく可能性があり、本部としても、健保連等と連携し、高齢者医療費の適正化等に向けて強力に意見発信を進めていく。

## 2. 今後の保険料率に係るシミュレーション



(億円)

### 平成31年度以降の賃金上昇率以降0.0%の場合

